

東川町高齢者世帯住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者世帯住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を補助することについて必要な事項を定め、住宅のリフォームを促進し、高齢者が安全で安心して暮らせる住まいづくりを図ることを目的とする。なお、東川町高齢者住宅リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に当たっては、東川町補助金等交付規則（昭和58年4月1日規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者世帯住宅 交付申請時においてア又はイのいずれかに該当する建築年数22年（国税庁の示す木造住宅における耐用年数）を経過している住宅をいう。
 - ア 満75歳以上の者が所有し居住していること
 - イ 満65歳以上の者が所有し居住している非課税世帯であること
- (2) 非課税世帯 高齢者世帯住宅に居住する者全てに、個人町民税所得割が課税されないことをいう。
- (3) リフォーム 戸建住宅の外観工事、構造補強工事、居住性の向上工事に供するための改修工事をいう。
- (4) 外観工事 住宅の外壁、屋根及び開口部の修繕工事をいう。
- (5) 構造補強工事 住宅の基礎、土台、柱、梁等の修繕若しくは補強工事をいう。
- (6) 居住性の向上工事 高齢者が住みよい住宅にするために行う改修工事をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 高齢者世帯住宅のリフォームを町内業者施工により行う者
- (2) 町税及び下水道料金等、町への納入金を完納している者
- (3) 補助対象箇所に対して、介護保険による改修費助成金及び国、道、町の補助金、交付金の支給を受けていない者
- (4) 過去に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

(補助率及び補助金の額)

第4条 補助率は、第2条各号に掲げるリフォームに係る経費に要する費用の2分の1以内とする。

2 補助金の額は、25万円を上限とし千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助を受けようとするときは、補助金等交付申請書に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、円滑な手続きとするため、東川町補助金等交付規則第22条に定める別記様式第4号及び第5号は省略する。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため次のとおり条件を附す。

- (1) 補助事業等の内容の変更をする場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(工事完了届)

第8条 補助対象者は、補助事業のリフォームが完成したときは、速やかに工事完了届を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による工事完了届を受理したときは、担当職員が検査を行うものとし、検査調書を作成する。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に必要な関係書類を添えて町長に報告しなければならない。ただし、円滑な手続きとするため、東川町補助金等交付規則第22条に定める別記様式第5号及び第22号は省略する。

(補助金等の額の確定等)

第10条 町長は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の額の確定後、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。